猟銃・空気銃を所持するまでの流れ

① 猟銃等講習会受講（初心者講習会）（学科試験）

・　自身の住所地を管轄する警察署に「**講習受講申込書**」を提出する。

・　講習会場にて講習を受講し、修了試験を受け、合格すれば「**講習修了証明書**（有効期間：３年）」が交付される。

※　空気銃の所持を希望する場合、そのまま所持許可申請を行う。（⑤へ進む）

② 射撃教習資格認定申請（④に必要な資格の取得）

・　自身の住所地を管轄する警察署に「**教習資格認定申請書**」を始めとする申請書類一式を提出する。

・　警察で調査の上、問題がなければ「**教習資格認定証**（有効期間：３か月）」が交付される。

③ 猟銃用火薬類等譲受許可申請（④のための事前準備）

・　自身の住所地を管轄する警察署に「**猟銃用火薬類譲受許可申請書**」を提出する。

・　警察で審査の上、問題がなければ「**猟銃用火薬類等譲受許可証**」が交付される。（有効期間は上記認定証の有効期間内）

※　許可後、④に必要な実包が、火薬店又は射撃場で購入可能となる。

④ 射撃教習受講（教習射撃場で実施）（実技試験）

・　警察署における手続はなし。自身で最寄りの教習射撃場に連絡して、射撃教習を受講。

・　合格者には、「**教習修了証明書**（有効期間：１年）」が交付される。

⑤ 所持許可申請

・　自身の住所地を管轄する警察書に「**銃砲所持許可申請書**」を始めとする申請書類一式を提出する。

・　警察で調査の上、問題がなければ「**猟銃・空気銃所持許可証**」が交付される。

（有効期間は、許可後３回目の誕生日まで）

※　以後、許可となった銃を購入可能となる。

～長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係～